

教育訓練給付金制度

認定校

なんと!! 訓練経費の20%が戻ってくる!!

厚生労働大臣指定講座
教育訓練給付金対象者

- 雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)ある方
- 雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)あった方が資格喪失(離職)してから1年以内の方

(※1) 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、被保険者(支給要件)期間が1年以上あれば可能です。



手続きの流れ

※詳しくは、ハローワークインターネットサービスの教育訓練給付制度・講座検索をご覧ください。



講座名		所持免許	教習料金(税込)円	給付金(※)円 訓練経費の20%
単 独 免 許	大型一種	中 型	199,800	37,014
		中 型 8 t 限定 (MT)	259,200	48,894
		準中型 5 t 限定 (MT)	321,100	61,274
	中型一種	準中型	140,400	25,134
		準中型 5 t 限定 (MT)	160,400	29,134
		普通車 (MT)	201,100	37,274
	大型特殊	普通免許 以上	110,700	20,864
セ ツ ト	大型一種 + 大型特殊	中 型	290,500	53,878
		中 型 8 t 限定 (MT)	349,900	65,758
		準中型 5 t 限定 (MT)	411,800	78,138
	大型一種 + けん引車	中 型	331,900	62,158
		中 型 8 t 限定 (MT)	391,300	74,038
		準中型 5 t 限定 (MT)	453,200	86,418

(※) 写真代、申請料、検定料は訓練経費には含まれません。

※ 入校申込時に給付金受給資格の有無を確認するため、「回答書」(A4サイズ1枚)をはじめにご用意ください。

※ 領収書は「受講者名」となります。企業名ではお出しできませんので、ご注意ください。

※ 中 型 8 t 限定免許とは、平成19年6月1日以前に取得した普通 (MT) 免許です。

※ 準中型 5 t 限定免許とは、平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に取得した普通 (MT) 免許です。

※ 普通免許とは、平成29年3月12日以降に取得した普通 (MT) 免許です。



注意事項